

Title	ウィリアム・ランバードと中央・地方(一)
Sub Title	William Lambarde and country
Author	清水, 祐司(Shimizu, Yuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.1/2 (1999. 1) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ウィリアム・ランバードと中央・地方(一)

清水 祐 司

〔一〕 問題の所在——一七世紀の州共同体に関する研究について——

一九六六年にアラン・エヴァリットの『ケント共同体と大反乱、一六四〇年—一六〇年』が刊行された。同書によると、一六四〇年のイングランドは「中央集権化された政府が昔から存在していたにもかかわらず、多くの点で部分的に独立した州国家すなわち州共同体の連合体のようなものであり、各州共同体はそれぞれ独自のエートスと忠誠心をそなえていた⁽¹⁾」のであり、ケント州も例外ではなかった。それどころか孤立性という点では、ケントは際立っていた。そして、そのようなケントの実質的なあるじは、土着の(エヴァリットの場合は、テューダ朝期以前に州内に定住していたという意味)、おもに所

領経営から富を得ていた、婚姻関係の絆で緊密に結ばれたジェントリの集団であり、彼らこそがケント州共同体の背骨を形成し、それに固有なエートスや価値観の源であった⁽²⁾。一七世紀の内乱の考察に際して、エヴァリットはそれが王政復古に終わるまでの全経緯を視野において説明原理を模索し、それを上述のような州共同体の存在およびその性格に求めたのである⁽⁴⁾。

内乱期の地方を扱った優れた研究は、M. コウトやA. C. ウッドの例にみられるように、すでに一九三〇年代に登場していた⁽⁵⁾。中央と地方のひとつの接点である議会の歴史、それも高いレベルで社会史と融合した議会史の研究に従事したJ. ニールは近代前期(early modern)のイングランドにおける州あるいは地方の持つ意味を早くから認識しており、『エリザベス治世期の下院』で

「当時のイングランドを諸州の連合体として描くならば、それは法的観点からみると滑稽である。しかしながら、そのような誤った表現には貴重な真実が含まれている」と記している。ニールの『エリザベス治世期の下院』とほぼ同じころに発表されたP. ラスレットの論文「一六四〇年のケントにおけるジェントリ」は、ケントの州共同体を分析枠とする先駆的な業績である。さらに、チャールズ一世治下のサマセット州を扱ったT. G. バーンズは州共同体をジェントリ共同体として把握しており、彼の州共同体はエヴァリットのそれと似ている。

このように、エヴァリットに示唆を与えたと推測される研究は少なくないが、内乱解釈の中心に州共同体をすえたのはエヴァリットであった。多くの地方史家がウエストミンスターかホワイトハウルの視点から叙述された内乱史像を地方的な事例で傍証していたころ、彼は視点を地方に移しかえて内乱を説明しようと試みたのである。現代国家における中央・地方関係の類推にもとづいて地方を眺める傾向がまだ支配的であった当時の風潮を想起すると、これは瞠目にあたいする新鮮なアプローチであった。

エヴァリットの『ケント共同体と大反乱、一六四〇年

一六〇年』は研究者に大きな刺激を与え、州をひとつの共同体とみなして（おもにジェントリ共同体とみなして）、それを分析枠とする多数の研究を生み出す契機となり、その影響力はテューダ朝期の研究者にもおよんだ。その結果、近代前期の地方統治を研究対象とする者は、いわゆる「州共同体学派」の研究成果を多かれ少なかれ念頭におかざるをえなくなった。

しかしほぼ一九八〇年ころから、エヴァリットに代表されるような研究に批判が出てくるようになる。ここでは差し当たり、批判の焦点をエヴァリットの『ケント共同体と大反乱』に合わせたホウムズの論文にもとづいて「州共同体学派」の問題点を取りあげてみよう。

史実の精確さ、構想の雄大さにもかかわらず、あまりにも中央に力点をおいたガーデイナの労作にエヴァリットが異議を申し立てたことに、ホウムズは賛意を表している。エヴァリット同様、ホウムズも地方の生活が多様に富んでおり、州がジェントリの忠誠の対象であったと認識している。しかしながら、州にたいするジェントリの忠誠心が他のいかなる対象にたいする忠誠心をも凌駕しており、しかも彼らが全国的な問題におおむね無知、無関心であったとする見解には疑問を呈する。

エヴァリットは、一六四〇年の時点で、約八〇〇のジェントリの三分の二が州内で結婚相手を見つけており、彼らの多くが土着であり、その富が概して所領経営によるものであったことなどを拠りどころとして、彼らが保守的で、その視野もおおむね州内に限られていたとの結論を導いた。しかしホウムズは、州に定着した時期が古く、富の源泉が土地経営であることが、保守的、孤立的な態度を必然的に生みだすものではないと指摘しつつ、エヴァリットが論拠として取りあげた約八〇〇家族の大部分が教区(小)ジェントリである点を問題視している。彼によれば、一七世紀の州共同体なるものを有効な分析枠とするためには当時の統治の構造にたいする目配りが必要であり、したがってそれが州統治の中枢に位置していた州ジェントリの分析によっても裏付けられる必要があるからである。ホウムズ自身がそれに代わる統計数字を提示しているわけではないが、個別事例を列挙しつつ、彼らが州の境界を越えたさまざまな人間関係を持つており、そうしたものを欠いてはその地位を獲得、維持するのが困難であったことを示唆している。ジェントリとロンドンの関係についても、エヴァリットがヘンリ・オクシデンの愛郷心の思いにあふれた書簡を引用している

のにたいして、ホウムズは同じく愛郷心を抱き、ロンドン滞在に戸惑いつつ、時にはロンドンに嫌悪を感じながらも、その滞在がもたらす視野と交友関係の必然的な拡大をはからずも表しているトマス・ニヴェットの書簡を対比させて、エヴァリットの主張の一面性をついでいる。⁽¹²⁾ 地方統治の観点からも、ホウムズはエヴァリットの州共同体に異議を唱える。まずジェントリと四季法廷との関わりであるが、多くの治安判事が自分の近くで開かれる四季法廷にしか出廷しない傾向にあったこと、および日常業務の多くが小法廷(Petty sessions)で処理されていた事実にもとづいて、ホウムズは四季法廷を州有力者で構成された州議会のようにみなすべきではないと考へる。彼によると、もしも州議会的な機能を何かに求めようとする、それに該当するのはアサイズ法廷であるが、それはヤヌスの顔を持っていた。つまりアサイズ法廷は当時の州が全国共通の法によって支配されていることが明らかになる場であり、治安判事が中央政府にたいする責任を自覚させられる場でもあったのである。ホウムズによると、下院議員の役割やその選挙も同様に二面性をそなえており、州の一体感と自立性を一方的に増幅したわけではなかった。最後に、ホウムズは、エヴァ

リットが関心をもつばら州に向けたために政府の意図や行為を理解しそなっており、さらに、州政治に果たしたイデオロギーの役割とジェントリより下の社会層の役割を過小評価していると主張している⁽¹³⁾。

ホウムズの批判はエヴァリットの州共同体の問題点についている。しかし、エヴァリット以上の堅牢な実証に支えられているわけではなく、いまだ提言の段階にとどまっている。同じことは類似のエヴァリット批判を展開しているD・アンダーダウンの「共同体と階級——イングラント革命期の地方政治に関する理論——」についても当てはまる⁽¹⁴⁾。

その点では、A・ヒューズの「内乱前夜のウォリックシャー——『州共同体』?——」はより説得力に富む。州共同体を生み出し、それを存続させると一般に考えられている経済的、社会的、文化的な諸要因を詳細に検討することで、ヒューズは一七世紀のウォリックシャーに州共同体が実在したかどうかを問題にする。次に、彼女は州と中央の関係、換言すると地方的な問題と全国的な問題とのあいだに不可避の緊張が存在したのかどうかを問題にする。その結果、少なくとも一七世紀のウォリックシャーについては、有機的で自己完結的な州共同体の存在

を否定し、さらに、州と中央とのあいだに一貫して緊張が存在したとする、「州共同体学派」が好んで主張するもうひとつの命題にも疑問を投げかけている。ヒューズの論文は——州共同体を「想像の共同体」として把握する姿勢が希薄である点で不満を残すもの——「州共同体学派」が十分な検証を経ないままに州共同体の存在を自明のものと仮定しており、しかもそれを内乱解釈の枠組みとして過度に強調しているというホウムズの見解を実証のレベルで補強している⁽¹⁵⁾。

このように、かりに一步譲ってケントについてはエヴァリットの主張が当てはまるとしても、分析枠としての州共同体（とくにジェントリ州共同体）の有効性が再検討されつつある。他方、州共同体の存在を肯定するにしても、それを静態的に把握するのではなく、ある状況下で形成されるものとして動態的に把握しようとする、より微妙で洗練された修正的なアプローチもみうけられる⁽¹⁶⁾。

以上のような事情から、近代前期の地方統治を研究対象とする者は、州共同体、中央と地方の関係、あるいは当時の人びとの帰属意識などについて再考をせまられている。本稿は、エザベス治下ケントのウィリアム・ラン

バードをこのような文脈のなかで分析することで、問題をより厳密に考察するためのささやかな手掛かりを得ようとするものである。

〔二〕「州統治者」としてのウイリアム・ランバード

ウイリアム・ランバード（一五三六—一六〇一）は一六世紀の尚古研究家あるいは法律家として知られているが、本稿では彼をエリザベス一世治下ケント州の地方統治を担う中核グループの一員として扱い、その中央・地方関係を問題とする。とはいえ、まず、彼の生涯について概略を述べておくのが順序であろう。

ウイリアム・ランバードは、ジョン・ランバードの長男として一五三六年にロンドンで生まれた。父のジョンはヘレフォードシャのジェントルマン、ウイリアム・ランバードの次男で、一代で財をなした織物商人であり、ロンドン織物商人組合役員、同市参事会員、同シエリフなどを歴任し、シエリフに選ばれる少し前には紋章を獲得している。

父ジョンが一五五四年に死亡したとき、ウイリアムは一八才であった。ケント州イースト・グリニッジのウエ

ストクーム・マナをはじめとして、ロンドンやウイルトシャの不動産を相続したものの、しばらくはあるエスクワイアの後見下におかれた。成人に達すると、彼はウエストクームに居を定めた（その後、三度の結婚にもない、アイタムとハリングに、そして晩年には再びウエストクームへと居を変えた）。こうして、ランバードはケントのジェントリとしての地歩を築く足場を得たのである。

そのころすでに法学院リンカンズ・インの学生であったランバードは、そこでアングロ・サクソン時代の研究者ロレンス・ノウエルの薫陶を受け、法廷弁護士資格を取得した翌年の一五六八年に『アングロ・サクソン時代の法と慣習』(Archaeionomica)を出版した。同書は、研究の中断を余儀なくされたノウエルがランバードに託したアングロ・サクソン時代の法文書、およびランバード自身が収集した同時期の法文書の注釈付ラテン語訳である。

このころから、ランバードとケント州との結び付きが深まる。『アングロ・サクソン時代の法と慣習』が出版された一五六八年に彼はケント州の治水委員会委員に任命され、一五七〇年には同州の治安判事ジョージ・ムル

トンの娘ジェインと結婚した。ロンドンとケントを往来しつつアングロ・サクソン時代の歴史と法の研究を続けていたランバードは、一五七六年に今日地方史の先駆的な業績と評価されている『ケント散策』(A Perambulation of Kent) を刊行した。同じころ、相続財産の約三分の一を投じてイースト・グリニッジに救貧院を設立している。

一五七九年にケント州の治安判事に任命され、ランバードは以後約二〇年にわたって同州の地方統治に本格的に関与した。そしてそのかたわら司法、行政に関する一連の著作を執筆した。まず一五八二年には、ケントの同僚治安判事を念頭において、治安判事の手引書である『治安判事の職務』(Einemarcha, or Office of Justice of Peace) を世に送った。同書は幾度も版を重ね、長い間治安判事に不可欠の手引書とされた。翌年には、治安官の手引書『治安官の職務』(The Duties of Constables, Borsolders, Tithingmen) も出版している。九〇年代始めには、一七世紀に出版されることになる、ロンドンのコモン・ロー裁判所と大権裁判所に関する解説書『イングラント高等法廷論』(Archeion, or a Discourse upon the High Courts of Justice in England) を脱稿していたようである。

すでに八〇年代に尚古研究家、法律関係の著述家として知られ、政府高官とも接触があったランバードは、一五九二年に大法官府主事、同九七年に大法官府文書管理官、一六〇一年にはロンドン塔文書管理官と、晩年には法律文書を扱う中央の官職に任命されている。他方、リンカンズ・インにおいても長老として重きをなし、一五九七年には同法学院の評議員に選ばれている。

封建王政下のイングラントは、しばしば「集権的な封建王政」という自家撞着的言葉で表現されるように、王権が相対的に強大であった。逆説的であるが、テューダ朝が専門的な有給の役人によって運用される官僚的³地方統治組織を築くことができず、既存の組織を活用して統治の実をあげざるをえなかった原因の一端はここにある。中世以来の、異なった系譜に属し、異なった時期に出現した諸組織を運用して王権の地方浸透をはかろうとするならば、それらの編成が必要であった。それはテューダ朝期を通じて不十分ながらも一応試みられたが、その際にジェントリから選ばれた無給の治安判事を軸として、彼らに地方統治に関わるさまざまな業務を委ねる形で進められた³。その結果、「彼らの上に積みあげられてきた

かくも多くの制定法の束、否、制定法の山を（背骨を折らずに）背負うとするならば、一体幾人の治安判事が必要となることか」とランバードを嘆息させるにいたったのであった。⁽⁴⁾ エドワード三世治下で誕生した治安判事は、テューダ朝期に重要な行政的任務を託され、地方統治全般を担う行政官の性格を著しく強めた。彼らが「ある意味では、テューダ朝の創造物」⁽⁵⁾といわれる所以である。

さて、周知のように、テューダ朝期のジェントリは一般に州ジェントリと教区ジェントリに大別され、上述のような背景と役割を持つ治安判事は前者から選ばれ、他方上級（郡）治安官はおもに後者から選ばれていた。J. グリースンの研究に依拠して、たとえば一五八四年のケント州治安判事団にもとづいて、まずこの点を具体的にみておこう（八、九ページ参照）。

グリースンは治安判事団をふたつのグループに分けている。ひとつは貴族、政府高官などよりなる「貴顕グループ」で、一五八四年の治安判事団では（1）から（15）までがこれに該当する。彼らは、聖俗の高官でこの州の治安判事団にもその名が記載される者と、多かれ少なかれ当該州と関わりのある貴族、高官などよりなるが、いずれにしてもその職は一般に名譽的なものであつ

た。これにたいして、（16）から（76）までは「実務グループ」であり、ケント州に邸宅をかまえるか、もしくは一年のかなりの期間ケントに滞在しており、実際に治安判事として働くことを女王、政府から期待された人びとである。グリースンの伝記的研究によると、彼ら「実務グループ」は確かに全員が州ジェントリから任命されていた。⁽⁷⁾

けれども、「実務グループ」の治安判事が州統治においてみな同じ比重を占めていたわけではない。ウィリアム・ランバードの私的な「業務日誌」に、たとえば次ぎのような記述がある。

〔二五八〇年〕八月。八月二六日にタンブリッジでメドウェイ河治水委員会が開かれ、「その後」サー・トマス・フェイン、サー・クリストファ・アレ、そして私は、幾人もの治安判事が閉鎖を命じたにもかかわらず、その命令に背いて頑固に居酒屋の営業を続けたタンブリッジのトマス・チェインバース、ウィリアム・カズン、トマス・ノラムを拘禁所へ送った。⁽⁸⁾

[一五八四年ケント州治安判事団]

(1)	q Tomas Bromley, lord chancellor of England	O M P*
(2)	q William [Cecil], lord Burghlen, lord treasurer of England	C G P*
(3)	q John [Young], bishop of Rochester	C *
(4)	q Henry [Neville], lord Burgavenny [Abergavenny]	
(5)	q William [Brook], lord Cobham, lord warden [of the cinque ports] [lord lieutenant]	C
(6)	q Thomas [Burgh], lord Burgh	
(7)	q Henry [Carey], lord Hunsdon	P*
(8)	q Thomas Xackville, knight, lord Buckhurst	I P*
(9)	q Henry [Cheyney], lord Cheyney of Toddington	P
(10)	q Henry Sidney, knight, lord president [of Wales]	P*
(11)	q Christopher Hatton, knight	O I P*
(12)	q Roger Manwood, knight [cheif baron of the exchequer]	I P*
(13)	q George Carey, knight	C P*
(14)	q Thomas Gawdy, knight, justice [of the queen's bench]	I P*
(15)	q Fancis Gawdy, serjeant-at-law	I P*
(16)	q Henry Cobham, Knight	G P*
(17)E	q Thomas Randolph	O P*
(18)E	Thomas Cotton, Knight	
(19)E	Christopher Alleyn, knight	P
(20)	Warham St. Leger, knight	*
(21)	Thomas Scott, knight	I P*
(22)	Richard Baker, knight	P
(23)	James Hales, knigt	P
(24)E	Thomas Fane, knight	*
(25)	q George Harte, knight	
(26)	q Edward Hoby, knight	O P*
(27)	q Thomas Sondes, knight	L
(28)	q Thomas Wotton [custos rotulorum]	*
(29)	q John Cobham	C P
(30)	q John Astley	P*
(31)	q William Cromer	G P
(32)	q Moyle Finch	G
(33)	q Thomas Smyth	
(34)E	q John Lennard	L
(35)	q Richard Payne	
(36)	q Brian Annesley	
(37)E	q Thomas Willoughby	P
(38)E	q William Lewin, masteer	C P
(39)	q John Hawkins	P*
(40)E	q George Moulton	
(41)E	q Robert Rudston	P

(42)	William Gresham	O G P
(43)E q	John Somers	
(44)	q John Parker	P
(45)	q Richard Cosin, doctor of laws	C P*
(46)	q John Scott	O P*
(47)	q Thomas Henley	
(48)	John Fineux	
(49)E q	Robert Binge	P
(50)E q	Robert Richers	L P
(51)	q George Clifford	G P?
(52)	John Goldwell	C G P
(53)	q Edward Boys	G
(54)	q Richard Hardres	G
(55)	q Martin James	
(56)	George Mooreton	
(57)	q Thomas Palmer	G *
(58)	q William Partrige	P
(59)	q George Finch	
(60)	q Michael Sondes	L P
(61)E q	William Lambarde	L P*
(62)	q Thomas Hales	
(63)	Martin Barnham	G
(64)	q John Boys	M P
(65)	Richard Argall	I P
(66)	Nicholas St. Legeer	P
(67)	q Edward Monins	
(68)	Justinian Champneys	P
(69)	q Robert Honiwood	P
(70)E	Thomas Potter	
(71)E	Edward Beecher	C M
(72)E q	Thomas Fludd	P
(73)E	Thomas Fane, junior	P
(74)E	Roger Twysden	G
(75)	Ralph Heyman	
(76)	John Ayscough	

[1]E⇒ランバードの業務日誌 'Ephemeris' に登場する治安判事

[2]q⇒quorum [必要員]

[3]C⇒ケンブリッジ大学で学んだ経験がある O⇒オクスフォード大学で学んだ経験がある

[4]G,L,M,I⇒それぞれ、 그레이ズ・イン、リンカンズ・イン、ミドル・テンプル、イナ・テンプルで学んだ経験がある

[5]P⇒生涯に下院議員に選出された経験がある

[6]*は DNB に記載されていることを示す

[J. H. Gleason, *The Justices of the Peace in England, 1558 to 1641: A Later Eirenarcha*, Oxford, 1969, pp. 16-17.] (6)

〔一五八四年〕二月二〇日。二月二〇日にロチエスタで開かれた未決囚釈放法廷において、私はプリストウの尋問について内容に相違のない旨の証言をおこなった。ピータ・ハッチャはアバーゲニ卿により釈放された。

ロウンとギャレットについては、彼らの行為は重罪にはあたらないとするアサイズ裁判官サー・トマス・ゴードイ殿の見解にしたがって、すでに放免しておいた。ピジョンについては、彼を訴追する者がいないので、保証金付で次回の未決囚釈放法廷への出廷を義務づけた。このとき私は刑事担当巡回裁判官の権限を授けられていた。⁽⁹⁾

こうした事例からも明らかのように、治安判事団のなかで特定の治安判事は、治安判事の職務と関連はあるが、その本来の日常業務には含まれていない特別な任務や役職を委ねられていた。そのような治安判事を、P. クラークにならって「州統治者」(county governor)と呼んでおこう。⁽¹⁰⁾

エリザベス治下のケントにはふたりの貴族がいた。アバーゲニ卿ヘンリ・ネヴィル〔一五八四年の治安判事団

では(4)とコバン卿ウイリアム・ブルック〔一五八四年の治安判事団では(5)〕である。しかしネヴィル家は権力の基盤をサシクス州へ移しつつあったので、コバン卿がケントの第一人者であった。彼は一五五八年以降死去する一五九七年まで特別港長官(warden of the cinque ports)を、一五八五以降やはり死去するまでケント州の統監をつとめ、八〇年代には枢密院議官に、九〇年代には宮内大臣に任命されている。彼の二番目の妻はエリザベス女王の寵愛をうけ、他方娘のエリザベスは大蔵卿ウイリアム・セシルの息子ロバートに嫁いだ。しかし、このように地方の要職を占め、「宮廷」とも深いつながりのあったコバン卿ではあるが、ノーフォク州で絶大な権力をふるった第四代ノーフォク公トマス・ハウアドのような、中世期の大諸公を彷彿させる存在ではなかった。⁽¹¹⁾

一五六〇年代のケントには、貴族ではないが、コバン卿にとってあなどりがたいふたりの人物、トマス・ウォットソン〔一五八四年の治安判事団では(28)〕とリチャード・サクヴェイルがいた。ウォットソンはヘンリ八世のもとでカレー財務官、枢密院議官、ケント州シエリフを歴任したサー・エドワードの息子で、事実上の主席治

安判事ともいべきケント州四季法廷記録保管官を長くつとめた。これにたいして、リチャード・サクヴィルは財務府次官、枢密院議官で、エリザベス女王の母アン・ブリンの一族である。このふたりに比べると地位、威信においてやや劣るものの、やはり同時期の州統治に重きをなした人物として、トマス・スコット〔一五八四年の治安判事団では(21)〕とウィリアム・クロウマ〔一五八四年の治安判事団では(31)〕という治安判事がいた。スコット家は一四世紀に、クロウマ家は一五世紀にケントに根付いた、いずれも同州の名門である。⁽¹²⁾リチャード・サクヴィルが一五六六年に死去すると、その空白はふたりの法律家、上級法廷弁護士でカンタベリ法律顧問のウィリアム・ラヴレイス、同じく上級法廷弁護士でサントウィッチ法律顧問、民訴訟判所判事のロジャ・マンウッド〔一五八四年の治安判事団では(12)〕によって埋められた。そして、右の人びとを核として、それに数名の有力ジェントリが加わり、六〇年代後半および七〇年代前半には、合計一〇名前後の有力者が「州統治者」グループをなしていた。⁽¹³⁾

七〇年代にはいると「州統治者」に期待される仕事が大次第に増加したため、この寡頭支配的な集団の規模が大

ウィリアム・ランバードと中央・地方(一)

きくなる。その際に特徴的なことは、人数が増えただけではなく、新構成員の社会的なランクが全体として幾分下がったことである。ウィリアム・ランバード〔一五八四年の治安判事団では(61)〕が治安判事であったころには、トマス・ランドルフ〔一五八四年の治安判事団では(17)〕、ジェイムズ・ヘイルズ〔一五八四年の治安判事団では(23)〕、トマス・フェイン〔一五八四年の治安判事団では(24)〕、トマス・ソーンズ〔一五八四年の治安判事団では(27)〕、トマス・フラド〔一五八四年の治安判事団では(72)〕、エドワード・ボイズ〔一五八四年の治安判事団では(53)〕、エドワード・ホビー〔一五八四年の治安判事団では(26)〕、ジョン・レヴィスン、トマス・ウィルフォード、ロバート・シドニー、トマス・ウォルシンガム、それにランバードなどがコバン卿らとともに新たに「州統治者」としての役割を担っていた。⁽¹⁴⁾彼らについて簡単に紹介すると、次ぎのようになる。⁽¹⁵⁾

トマス・ランドルフ ケントのヨーマンの出身。オクスフォード大学で学び、エリザベス女王のもとで外交特使として活躍。妻は一五七三年から秘

書長官をつとめたサー・フランシス・ウォルシンガムの妹。下院議員に選ばれる。

ジエイムズ・ヘイルズ

一族は一四世紀にケントに定住

エドワード・ボイズ

城代、フランス出征軍主計長などを歴任。ナイト(一五八九)。下院議員に選ばれる。

し、過去に法律家を輩出。ケン

ブリッジ大学とグレイズ・イン

に学ぶ。ナイト(一五七三)。

エドワード・ホビイ

ケントの旧家。一族はケントの治安判事を輩出。グレイズ・インに学ぶ。

シエリフ(二五七四、一五八

六)。統監代理。

トマス・フェイン

父はヨーマンであるが収入増加

裁判所の高官で、広大な旧修道

院領を手に入れたサー・ウォル

タ・ヘンリの女子共同相続人と

結婚。彼自身もアバーゲニ卿の

娘と結婚。ナイト(一五七三)。

ジョン・レヴィスン

王の甥ハンズドン卿は舅にあたる。ナイト(一五八二)。下院議員に選ばれる。

シエリフ(一五八〇)。統監代

理。

トマス・ソーンズ

リンカンズ・インに学ぶ。ナイ

ト(?年)。公債、軍事関係の

業務で活躍。

トマス・フラド

シユロップシャ出身。ノリッジ

二代にわたりロンドン市長をつとめた家柄の出身。王立取引所の創設者トマス・グレシヤムは従兄弟にあたる。オクスフォード大学、グレイズ・インに学ぶ。ナイト(?年)。下院議員に選ばれる。統監代理。

トマス・ウィルフォード 旧家シドニイ家のサー・ヘンリ

(ウエイルズ地方院長官) のアイルランド出征で彼に認められ、以後軍人としての経歴をつむ。

ナイト (?年)。

ロバート・シドニイ

サー・ヘンリ・シドニイの次男。オクスフォード大学に学ぶ。軍人としての道を歩み、ネーデルランドに転戦。下院議員に選ばれる。

トマス・ウォルシingham

ケントの旧家。秘書長官サー・フランシス・ウォルシinghamの従兄弟。リンカンズ・インに学ぶ。ナイト (?年)。

P. クラークによれば、経済的な視点からみると、これらの「州統治者」は同州の他の州ジェントリと比較した場合に際立って豊かであったわけではない。それぞれどこるか、いくつかの他の州の有力州ジェントリに比べて、彼らの所領は相対的に小規模なものであった。くわえて、ブルック家(コバン卿)やシドニイ家はしばしば経済的

に困難な状況に追いこまれた。前述の紹介からも明らかのように、「州統治者」はケントの旧家で、ケントにおいて富と名望をかねそなえた人びとのグループと、それから、どこかで(おもにロンドン)何らかの足場を築いてから(したがって、多くがロンドンあるいは他の州に不動産を持っていた)ケントに定着したかあるいは関わりを持つようになった人びとのグループで構成されていた。そして後者はおもに法律家と軍人であった。しかしながら、彼ら「州統治者」には共通点があった。その程度に差はあるものの、彼らはみな「宮廷」と何らかのつながりを持っていたのである。そして彼らは治安判事の職務の他に、たとえば統監の代理、民兵の指揮官をつとめ、穀物統制委員会、徴発委員会、査閲委員会、非国教徒取締り委員会などの委員に任命され、しばしば枢密院から特別な指示や命令を与えられた。彼らは中央と州の結節点として機能し、州単位で重要な任務を遂行する、統治の安定にとって不可欠の存在であった。¹⁶⁾

四季法廷における治安判事の席順は、治安判事任命書の記載順位にしたがっていた。そして、任命書の記載順位はキャリアをつむにつれて上がるのではなく、任命書の発給のたびに、同僚との関係において彼の州内におけ

る社会的な地位が反映されていると思われる場所にその名が挿入された。したがって、一五八四年の治安判事団において七六人中六一番目にその名が記載されているウィリアム・ランバードがなぜ「州統治者」に含まれたのかという疑問に答えておく必要がある。まず最初に指摘しておかなければならないが、治安判事に選ばれること自体が、すでに州エリートの一員である証しであった。個別的な州研究においてジェントリと確定するため用いる史料の性格によりジェントリと判断する基準が異なるので、正確な数字で示すことはできないが、おそらく一州の「実務グループ」治安判事に選ばれる者は、州のジェントリのおおよそ五パーセントから一〇パーセントくらいであったと推測される。⁽¹⁷⁾ つぎに、州において有力者としての地位を築くためには、所領、富、家柄、州における評判、有力な恩顧関係、「宮廷」とのつながり、それに能力と意欲が必要であった。州の名門といわれる家柄に生まれ、やがてごく自然に治安判事任命書の上位にその名が記載される州ジェントリは少なくなかった。しかしながら、そうしたジェントリが自動的に大きな発言力を獲得したわけではない。⁽¹⁸⁾ 能力と意欲を欠いていては、それは難しかったのである。ここに、ランバ

ードが「州統治者」に加わりうる余地があった。家柄においては旧家に一步を譲らざるをえなかったが、ランバードは法学院を介して「宮廷」とつながっており、尚古研究や歴史研究院を通じて「宮廷」および州の有力者とも親交があり、さらにその学識と勤勉さは欠落を補うのに十分であった(後述参照)。彼はケントの四季法廷においてしばしば説示を担当し、実質的な四季法廷記録保管官であった。だからこそ、ケントの四季法廷書記官は四季法廷出席治安判事リスト(一六〇〇年四月)の筆頭に彼の名前を記したのである。⁽¹⁹⁾

それでは、「州統治者」と他の治安判事ほどのような関係にあったのだろうか。威信と影響力の点で、前者が後者にまさっていたことはいままでもない。しかし前述のように、ケント州では、富や家柄などを比較しても、⁽²⁰⁾ 両者の間には基本的に相違がなかった。したがって、州ジェントリあるいは地主としての社会的な役割に大きな差はなかったと考えざるをえない。また治安判事の日常業務については、両者は同じようにその遂行を期待されていた。「州統治者」と他の治安判事を隔てるものは薄い「膜」にすぎなかったのである。

では、州ジェントリより下の人びとは、地方統治に何

ら積極的な役割を果たしていなかったのである。この点については、近代前期のイングランド社会における暴力や犯罪に関する近年の研究成果が示唆を与えてくれる。四季法廷記録の単純な統計的処理で明らかになる犯罪件数と実際の犯罪件数との間に大きな食い違いがあることは、かなり早くから知られていた。言いかえると、四季法廷で扱われた事件は、いわば氷山の海面上の部分に相当する。海面下の部分の大きさについては研究者間でさまざまな見解があったが、それにもかかわらず、その評価についてはほぼ一致していた。すなわち、海面下の部分の存在は制度や組織の不備、あるいは司法関係者の怠慢などに帰せられ、否定的に評価されがちであった。しかし社会史の視点にたつ近年の研究は、海面下の部分の意味を当時の歴史的な文脈のなかに位置づけることに成功している。四季法廷で扱いうる、法律に規定された犯罪が発生した場合、教区や郡の治安官が自動的に捜査に乗りだし、容疑がかたまるところで自動的に告発におよんだわけではない。彼らを中心にして住民のあいだで相談がなされ、多くの場合、地域社会の日常生活や隣人関係の観点から表沙汰にするのが最良と彼らが判断したときに告発されたのである。⁽²¹⁾

一五九五年四月二九日にメイドストーンで開かれた四季法廷で、ウィリアム・ランバードは法を悪人にたいする治療薬にたとえて、大(告発)陪審の怠慢は星室裁判所へ召喚される恐れがあるとの威嚇をまじえながら、法執行の意味、およびその執行過程における大陪審の役割について訓戒をたれた。⁽²²⁾この訓戒は「ふたつの秩序」の存在を示唆している点でそれ自体興味深いものであるが、われわれの文脈において重要なのは、ランバードが大陪審の役割を「法の執行過程における」全連鎖の主要な環、最初の起動力⁽²³⁾と規定している点である。いうまでもなく、この「最初の起動力」の役割を担ったのは、治安官や陪審をつとめた教区ジェントリ、およびヨーマンなどの「中位の人びと」であった。四季法廷が開かれていないときに遂行される行政的な業務についても、彼らの役割はけっして小さくはなかった。たとえば、一五八〇年四月一八日に治安判事トマス・コットン「前述の一五八四年の治安判事団では(18)はタンブリッジの教区牧師に書簡をしたため、私生児を生んだ女性とその子供の扱いを教区委員、救貧管理官を含む有力教区民に指示しているが、この書簡は彼女とその子供の処遇が彼らの意向にかかっていたことを示している。⁽²⁴⁾この事例のよう

に、業務によつては、治安判事がその実施過程で細部を教区ジェントリや「中位の人びと」に委ねたので、彼らはかなりの裁量権を行使できたのである。

最後に——州統治における州ジェントリと教区ジェントリや「中位の人びと」との関係を適切に説明するのは容易ではないが、フランス絶対王政について国王と臣民の関係を説明するためにN. エリアスが用いた「図柄」の概念を援用することで、両者の関係をある程度明確にできるように思われる。⁽²⁵⁾ 今ここに「州統治」という図柄の絨毯かタペストリがあると仮定してみよう。その中心には有力貴族や「州統治者」が配置されている。そして彼らを囲むようにして、他の治安判事が配置され、さらに彼らの外側に陪審や教区役人が配置されている。中心に位置づけられているために、有力貴族や「州統治者」は最も人目をひく存在である。しかしながら、彼らがそのような存在感をそなえているのは、「州統治」という図柄がまずあり、そのなかで中心に配置されているためである。他方、この図柄は、彼らを取り囲む治安判事や教区役人などを欠くならば、そもそも成り立たないものである。結局のところ、それぞれのグループが図柄のなかで異なる、不可欠の役割を果たしている反面、すべて

のグループが相互依存の状態にある。これが州統治における両者の関係である。

(三) ウィリアム・ランバードの活動空間

——その人間関係からの推定——

ウィリアム・ランバードの活動空間を推測するために、そのひとつの指標となる彼の人間関係に着目しよう。しかも「州統治者」としてのランバードを問題にするのであれば、まず、エリザベス治世期のパトロネジ・システムに言及しておく必要がある⁽¹⁾。

エリザベスの治世期に体制維持の一手段として、パトロネジはきわめて意識的に利用された。周知のように、いわゆるイギリス絶対王政の特性として、エリザベス女王は大規模な常備軍と地方有給官僚組織を欠いていた。けれども、強力な強制力の欠如が弱点として露呈するのは、女王が貴族やジェントリにたいして求心力を失ったときである。女王が彼らの協力を期待できるかぎり、その弱点は糊塗できた。つまり女王の「絶対性」は貴族、ジェントリの「説得」におおきく依存していたのである。貴族やジェントリを「説得」するための有効な方法は、女王が自由に処理できた貴族・ナイトの称号、官職、年

金、王領地借地権、独占権などの分配、すなわちパトロネジの分与であった。その分与に際して、疎外者による反体制勢力の台頭を阻止するために、女王は可能なかぎり多数の懇請者が彼女の恩恵に浴するように心がけ、宮廷の特定人物もしくは特定派閥のみが極端に潤う事態を避けようとした。その結果、女王の思惑通り、宮廷が貴族、ジェントリにたいして求心力を發揮した。言いかえると、周到なパトロネジの分配とそれにもとづく派閥操縦により、宮廷はさまざまな利害や思想を含みつつ、それらにたいしてチェック・アンド・バランスの機能を果たしたのである。

女王がパトロネジを分与すると、彼女の恩恵に浴した者がその一部を友人、縁者、追従者などに再分配して自己の立場の強化をもくろんだので、いたるところに派閥の網の目が張りめぐらされ、女王を頂点とするパトロネジ・システムが生まれた。そして、それと接触できない者は、ウィリアム・セシルが息子のロバートに語ったように、「ボールをもたずに跳躍するようなもの⁽²⁾」であり、世に埋もれて生きるしかなかったのである。

前章で紹介したランバードの略歴からも明らかかなように、彼がこのパトロネジ・システムと接触する機会を得

たのは法学院リンカンズ・インにおいてであった。

法学院は、もともとは裁判官、法廷弁護士、およびそれを志す者たちのための私的な共同宿舎であった。裁判官、法廷弁護士、それに法廷で実務的な知識を学ぶ必要のあった法研修生は、法廷開廷期にロンドンに滞在する必要にせまられて、ウエストミンスターから遠くない場所に宿舎として利用できる建物を共同で借りるようになった。時の経過とともに、そうした宿舎の中でイナ・テンプル、ミドル・テンプル、グレイズ・イン、リンカンズ・インが他を圧倒する存在となつていった。法曹人とその卵が同居していたことから、これらの宿舎はやがてコモン・ローの教育機関の性格をそなえるようになる。ともに法廷弁護士資格の付与権を独占し、一六世紀の初めにはコモン・ロー法律家の養成機関として不動の地位を確立していた⁽³⁾。

ところで、一六世紀半ばから一七世紀の半ばにいたる約一世紀は「教育革命の時代」と呼ばれているように、この時期にさまざまなレベルの教育機関で学生数が大幅に増加した⁽⁴⁾。法学院もその例外ではなかった。一六、七世紀の法学院研究の第一人者であるW. プレストの試算によると、法学院の正式入学者数は、一五世紀には毎年

ほぼ五〇〜六〇名前後であり、一六世紀に入ると、同世紀の半ばまでは多少の変動をとめないながら微増し、同世紀の半ばに入るといちじるしく増え、一五五〇年には一〇〇名前後、一五七五年には一五〇名前後、一六二五年には二八〇名前後に達し、この増加傾向は一七世紀の半ばまで続いた。⁽⁵⁾しかし現代の大学の入学基準を安易に適用して、これを四法学院の学生数とみなすわけにはゆかない。入学にも変則的な入学、名誉的な入学など、さまざまな形態があつたからである。そのことを端的に示しているのが正式入学数と法学院に寄宿していた学生数の大幅な食い違いである。したがつてプレストは法学院寄宿者数にも注意を払つてはいるが、史料が不備なために、彼らについては正式入学数ほどの規則性をもつてその数字を示してはいない。それでも、正式入学数と同じような変動があつたことを明らかにしている。ちなみに、一五七四年に枢密院が四法学院の学生数(寄宿者数)を調査しているが、それによると四法学院の合計はおおよそ七〇〇名から八〇〇名であつた。⁽⁶⁾

法学院で学ぶ者が増えた原因としてはさまざまな要因が考えられるが——われわれの文脈との関連でいうならば——テューダ朝期に中央官庁においてコモン・ローの

専門知識にたいする需要が高まったことをまず指摘しなければならぬであろう。当時の法学院は、大きな収入を期待できる法廷弁護士を目指す者が通過しなければならぬ関門であつたばかりでなく、役人として出世を望む若い野心家にとつても通過しなければならぬ関門であつた。さらに、法学院では法廷弁護士や裁判官が学生と同じ建物に住み、前者が後者を教育していたが、これは、法学院が政府高官のひとつの供給源であつたという事実とあいまつて、学生にパトロネジ・システムと接触できる機会を提供した。

法学院は元来は法廷弁護士を目指す者が入学するところであつた。しかし法廷弁護士の資格は正式に入学してからおおよそ七年から一〇年の歳月を費やしてコモン・ローを習得し、模擬裁判形式の「討論」に合格しなければ獲得できなかった。⁽⁷⁾それにもかかわらず、多数の若者が、さまざまな形で、ともかくも法学院生としてロンドンで一定期間を過ごそうとしたのは——われわれの文脈との関連では——以上のような事情による。

しかしながら、ランバードが法学院で得た交友関係やパトロネジおよびその広がりを理解するためには、法学院が広い意味での歴史研究の場であつたという事実にも

注目しなければならぬ。

法学院と歴史研究が深く結び付いたのは、——われわれの扱う時期との関連でその要因を指摘するかぎり——先例主義にのっとりるコモン・ローは、その本来的な性格からして歴史研究と親和性を持っていたが、それがイングランドの宗教改革によって独特な形で促進されたためである。

周知のように、ヘンリ八世治世期の「上告禁止法」の前文は、ローマ教皇への上訴を禁ずる理由を「さまざまの古い信ずべき歴史や年代記によると、イングランド王国はエンパイア「いかなる外国勢力にも制約されない独立した主権国家」であることが明示され、⁽⁸⁾これまでそのように認められてきた」(24 Henry VIII c. 12)と明記して、その根拠をイングランドの歴史に求めていた。これは、アリマテアのヨセフがグラストンベリにはじめてキリストの教えをもたらししたのであり、それはローマ教皇制に汚される以前の、純粋なキリスト教であった、とするグラストンベリ修道僧たちが創り出した伝説に由来する主張などを踏まえたものである。⁽⁹⁾このことは、その正統性を史料にもとづいて従来以上に綿密に立証しなければならなくなったことを意味しており、その後の歴

史研究に独特の刻印を印した。歴史研究はレトリックの手段や道徳的な教訓を与えるものから次第に脱却して、史料に依拠するという意味ではある種の「実証性」を帯びるようになる⁽¹⁰⁾とともに、政治との結び付きを深めていったのである。

そのことを体現している人物として、カンタベリ大主教マシュー・パーカの名があげられよう。エリザベス女王治下の国教会の忠実な支持者であったパーカは、幾人かの協力者とともに、ローマ教皇から分離したイングランド教会の正統性を史料によって根拠づける一方、ウィリアム・セシルを説得してアングロ・サクソン時代の古文書収集を国家的事業として推進した。そして彼は、イングランド教会の起源がアウグスティヌスの布教よりはるか以前に溯ること、俗語聖書はサクソン時代にその先例があることなどを立証したと信じていたのである。⁽¹¹⁾

しかし、「神話」を信じていたという点で、マシュー・パーカはけっして例外的な存在ではなかった。この傾向は当時のコモン・ロー法史研究者にも認められる。というのは、イングランド教会の正統性を歴史的に根拠づけようとするヘンリ八世時代以来の試みは、イングランドの統治組織や法の起源をアングロ・サクソン時

代に見いだそうとしていた人びとの研究——イングラ
ンドの独自性を主張するという意味では同じ試み——を刺
激したからである。その結果、イングラランドの法はロー
マ法よりも古く、独特のものであり、時代の変化を超越
した真理であるとの「神話」が古文書によって裏付けら
れ、そして広まった。

当時の法史研究が一方においては古文書収集をうながし
たという意味では歴史研究を前進させたものの、その歴
史理解においておおむね変化の認識を欠いたものであっ
たこと、そして島国的であったことは、同時代のフラン
スの法史研究との対比で明白となる。ビュデ、キュ
ジャース、ドノ、ボダンといった人文主義者で法史研究
にたずさわった人びとは、過去の社会の独自性を一応意
識しており、ローマ帝国の産物であるローマ法を自分た
ちの社会に安易に適用することには懐疑的であった。彼
らはコンテクストで古文書を解釈しなければならぬこ
とを認識していたし、自国の法を比較史的観点から考察
することの重要性も理解していた。なぜなら、フランス
ではローマ法とゲルマン慣習法が併存して競合関係にあ
り、その事実についてまでも盲目ではいられなかったから
である。⁽¹²⁾

ランバードの時代の歴史研究の性格、そしてそれと法
学院および政治との密接な関係を端的に表しているのが、
ランバードもその一員であった、パーカをパトロロンと
して一五八六ころに設立された「尚古協会」である。
サー・ヘンリ・スペルマン、サー・ロバート・コットン、
ウイリアム・キャムデン、ジョン・ストウなど、現在知
られている四三名の会員は、ジョン・ストウと二名の貴
族を除くと、ジェントリであり、彼らのうち約三〇名が
いずれかの法学院で学んでいた。そして会員の大部分は
下院議員、役人、法律家、富裕なジェントルマン学者で
あり、とくに法律家が多かった。そのため会合は法廷開
延期に開かれていた。そして一回の会合で二つの問題が
提出され、それについて各人が次回までに考えてくるこ
とになっていたのであるが、興味深いことに、テーマは
イングラランドの歴史か古文書にかぎるとの申し合わせが
あった。⁽¹³⁾

ランバードがなぜリンカンズ・インで学ぶにいたった
のか、その動機は不明であるが、彼は一五五六年に正式
に入学した。そして一五六七年には法廷弁護士資格を
取得し、以後死亡する一六〇一年までリンカンズ・イン

に事務所をかねた個室を持っていた。このリンカンズ・インでランバードは友人やパトロンを得たのであるが、その端緒となったのは前述の歴史研究であった。

二二で触れたように、ランバードはリンカンズ・インでロレンス・ノウエルによってアングロ・サクソン時代研究への関心を呼び覚まされた。ロレンス・ノウエルはオクスフォードとケンブリッジの両大学に学び、メアリ治世期には兄のアレグザンダとともに大陸で亡命生活をおくった。エリザベスの登位後に帰国し、一五六〇年にリチフィールド大聖堂首席牧師に任ぜられた（この時、兄のアレグザンダはセント・ポウル大聖堂首席牧師に任ぜられている）。一五六三年以降はストランド街のセシル邸に住み、ウィリアム・セシルの後見下にあったオクスフォード伯の個人教授を担当するとともに、アングロ・サクソン時代の古文書収集やその筆写などによってマシユー・パーカの事業に協力し、彼を囲むアングロ・サクソン時代研究サークルの主要なメンバーの一員であった。⁽¹⁴⁾

一五六四年ころから一五六七年ころまで、ノウエルとランバードはマシユー・パーカやカンタベリ及びヨーク大聖堂首席牧師ニコラス・ウォットンをはじめとする著

名な教会人の所蔵していた古い年代記の筆写に従事した。それがほぼ終了したころ、ノウエルは自分が収集したアングロ・サクソン時代の古文書をランバードに託して勉学のためにフランスへ旅立った。⁽¹⁵⁾

ノウエルがイングランドを離れてから約一年半後、アングロ・サクソン時代の法と慣習に関する古文書の翻訳『アングロ・サクソン時代の法と慣習』がランバードの手で世に出た。これはノウエルがランバードに出版を勧めたためであるが、このときノウエルの勧めに躊躇するランバードを激励し、翻訳作業に協力したのは、リンカンズ・インの先輩でパーカとも親しかった、ラテン語とアングロ・サクソン法に精通したウィリアム・コーデルである。コーデルはリンカンズ・インで法廷弁護士資格を取得し、メアリの治世下で法務次官、枢密院議官の要職を占めた人物である。エリザベスはメアリのもとで政府の中枢にいたコーデルを彼女の枢密院には迎えなかつたが、その法律知識を高く評価して彼を大法官府主事に任命し、ナイトの称号を授けた。その後、コーデルは女王の信頼を得て、さまざまな勅任委員会の委員に任命され、一五七八年にはサフォークの邸宅に女王を迎えている。ランバードは『アングロ・サクソン時代の法と慣習』

の序文でノウエルに謝意を表し、同書をコーデルに捧げた。二人の親交はコーデルが死去するまで続き、その晩年にコーデルはランバードが私財を投じて設立した救貧院の初代院長を引き受けている⁽¹⁶⁾。

『アングロ・サクソン時代の法と慣習』の刊行から八年後、『ケント散策』が世に出るが、このとき彼を援助したのはマシュー・パーカである。パーカはランバードに自分の論文や所蔵する古文書の使用を勧める一方、草稿に目を通したうえでその著作の意義とランバードの人の柄をセシルに伝え、後に二人が結び付くきっかけも作った⁽¹⁷⁾。

『ケント散策』は「二」で述べたケントの有力「州統治者」トマス・ウォットンに捧げられているが、このトマス・ウォットンは、ノウエルとランバードが古年代記の筆写作業に従事していたときに自分の所蔵する古文書を提供したカンタベリ及びヨーク大聖堂首席牧師ニコラス・ウォットンの甥である。彼はケントの民間伝承収集に関心を持っており、ランバードのケント調査にも協力したようである。P. ラスレットが歴史研究や古典研究を媒介とした一七世紀ケント州ジェントリの交流を明らかにしているが、事情は一六世紀についても同じであり、

その当時にも歴史研究や古典研究あるいは古文書、書籍収集などを通じたジェントリの交流がみられたのである。ケントの有力者ウォットンとの交流、そして地誌『ケント散策』の刊行により、ランバードはケントのジェントリによく知られる存在となった⁽¹⁸⁾。

それと関連があるのかどうかは不明であるが、一五七九年にランバードはケント州の治安判事に任命された。このときランバードを推挙したのは、リンカンズ・インの先輩ラルフ・ロウクビイであったと推測されている。ロウクビイ家はヘンリ六世の時代から法律家を輩出しており、ラルフの父も勅選弁護士であった。ケンブリッジ大学に学んだ後、父同様ラルフもリンカンズ・インに入学し、そこで法廷弁護士資格を得た。一五六六年にアイルランドのカノート法廷主席裁判官に任命され、当地にイングランドの法を導入する仕事に従事した。一五七六年に請願裁判所主事に就任し、一五八七年ころからは北部評議会書記の仕事に従事するかたわら、北部諸州の治安判事をつとめた。リンカンズ・インで育まれたランバードとロウクビイの友情はロウクビイが死去するまで続いた。ロウクビイは自分の遺言状で、同じくリンカンズ・イン時代以来の友人であり後に大法官に任命される

トマス・エジャトンとランバードを共同遺言執行人に指名している⁽¹⁹⁾。

治安判事に就任したランバードはその実務に携わつてみて現状にそくした治安判事手引書の必要性を痛感して、その執筆に取り組んだ⁽²⁰⁾。その結果一五八二年に『治安判事の職務について』が刊行されたのであるが、同書は治安判事に就任して日の浅いランバードの立場を同僚治安判事の間で高めたかもしれない。

その後、彼は職務にはげみ、やがてケント州統監である第十代コバン卿ウイリアム・ブルックの信任を獲得した⁽²¹⁾。ランバードがコバン卿の邸宅に近いハリングに住むようになっていたので両者の関係は深まり、ランバードはコバン卿を補佐する形で「州統治者」の一員となつていった。そしてそのことが「州統治者」で統監代理でもあつたトマス・フェインとジョン・レヴィスン、とくに後者との関係を強めた⁽²²⁾。一五九〇年代にコバン卿は宮内大臣に任命されたが、そのころ彼は老齢でしかも病弱であつたために自分の遺言状の作成を思い立ち、その件でフェイン、レヴィスンそしてランバードを頼つたという事実は、四者の密接な結び付きを物語るものであろう⁽²³⁾。さて、ランバードがケントにおいて重きをなすように

なつていたころ、中央ではリンカンズ・インで彼が学生時代知り合つた人びとの中から政府の要職を占める者が出ていた。その代表がジョン・パクリングとトマス・エジャトンである。

パクリングは一五五九年にリンカンズ・インに入学し、ランバードと同じ年に法廷弁護士資格を取得した。スコットランド女王メアリの陰謀と関わる裁判で頭角をあらわし、ウエイルズ辺境評議会議官を経て、一五九二年にサー・クリストファ・ハットンの後任として大法官、国璽尚書に任命された。一五九二年にランバードを大法官府主事に任命したのは、彼に二年おくれでリンカンズ・インに入学したパクリングである⁽²⁴⁾。

トマス・エジャトンは一五五九年にリンカンズ・インに入学し、一五七二年に法廷弁護士の資格を取得し、その後順調に出世の道を歩み、一五八一年に法務次官、一五九二年に法務長官、一五九四年に大法官府主事、そして一五九六年にパクリングの死去にともないその後任として国璽尚書、枢密院議官に任命され、一六〇三年には大法官に任命され、男爵位も授けられた。彼は大法官府主事に任命されると大法官府の改革に着手し、その遂行のために以前からその法律知識と実務能力を高く評価し

ていたランバードを一五九七年に大法官府文書管理官に任命したのである。ランバードは一五九七年に作成した遺言状において、エジャトンの援助と厚誼にたいする感謝のしるしとして、ヘンリ七世の母のものといわれた金の指輪やラルフ・ロウクビイから譲り受けた書籍などを贈⁽²⁵⁾っている。

なお、付け加えておくと、一五八九年にランバードは、一五七六年に新たにエリザベスにより設置された封土委譲局の長官を兼務することになった大蔵卿ウイリアム・セシルにより彼の代理に任命されている⁽²⁶⁾。

以上のように、法文書を扱う中央の官職に任命され、ウイリアム・セシルにより封土譲渡局長官代理に任命されたことは、ひるがえって、ケント州におけるランバードの「州統治者」としての立場に威光を添えたものと思われる。

最後に——当然ながらランバードにもケントにおける家庭生活、日常生活があり、そのなかで濃密な私的な人間関係を持っていた。そしてこれこそが、ランバードのケントにたいする郷土愛や愛着を育むうえで決定的に重要な要因であったと考えられる。それには「州統治者」としての関係と重なるものもあるが、そうでないものも

あった。われわれは彼の遺言状のなかに不十分ながらも、その一端を垣間見ることができるといえる。ランバードは二度目の妻シルヴェスタとの間に生まれた一人娘マーガレットの行く末を三度目の妻マーガレット、義妹オードリ・ムルトン、ハンフリ・ウインダムの妻マージャリ、サー・ジョン・レヴィスンの妻クリスチャン、そしてレイ・デイ・メアリ・アバーゲニに託している。マージャリの夫ハンフリはリンカンズ・イン学生時代にランバードの同室者であり、ランバードの仲介で彼の弟ジャイルズの寡婦であるマージャリと結婚していた。クリスチャンは既述の「州統治者」ジョン・レヴィスンの妻であり、レイ・デイ・メアリ・アバーゲニはアバーゲニの娘で、やはり「州統治者」でランバードの友人であったサー・トマス・フェインの寡婦である。遺言状のこの条項は、ランバードと彼らとの間に家族ぐるみの交際があったことを予想させるものである。ほかに、たとえばウイリアム・セドレイとの関係なども指摘しておきたい。セドレイはケントの旧家セドレイ家の分家出身で、ウイリアムはリンカンズ・インでランバードと親交を深め、その後も二人の関係は書籍愛好という共通の趣味によって生涯にわたり続いた⁽²⁷⁾。

以上、不十分ながらも、ウィリアム・ランバードの人間関係についてみてきたが、それは多岐にわたり多様であった。そしてそれらのおのおのは、いろいろな意味において、それぞれに特有な「範囲」と「厚み」をともなっていた。言いかえると、ランバードの活動空間には、州より大きなものから、州より小さなものまで、いろいろと異なるレベルのものが併存していたと考えざるをえないのである（続く）。

注

〔一〕問題の所在——一七世紀の州共同体に関する研究について——

(1) A. Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion, 1640-60*, Leicester, 1966, p.13.

(2) *Ibid.*, pp.19-55 参照。

(3) A. Everitt, *Change in the Provinces: the Seventeenth Century*, Leicester, 1969, p.6 参照。

(4) 一六四〇年に長期期議会が召集されたときの様子を、エヴァリットは次ぎのように描いている。「それは革命家の集団として集まったものではなかった。なにはともあれ、まずそれは怒れる地方人士の集団として集まったのである……彼らがつとも腹立たしく思っていたことがらは……彼らが故郷に残してきたあの小さな地方的世界に対し、中央政府がますます干渉してくるようになったこと

ウィリアム・ランバードと中央・地方(一)

であった。数カ月もすれば、権力の濫用は改められよう。そうすれば自分たちはまた国へ帰り、自分たちだけが知っているやり方で、またそこを治めよう。このような心の態度にはなんら革命的なところはなかった」(朝治啓三訳「共同体としての州」、E. W. アイヴズ編、越智武臣監訳『シンポジオン英国革命1600-1660』ミネルヴァ書房、昭和49年所収)。

したがって、周知のように、州は国王チャールズ一世の地方介入の是正を含む議会の改革案を歓迎した。しかし、議会が国王大権の否定につながる「大抗議文」の採択で分裂し、結局内乱が勃発すると、ケントのジェントリは少数の王党派、少数の議会派、そして圧倒的に多数の中立的穏健派に分裂した。王党派はまもなく州から駆逐され、指導権を握ったのはアーサー・ウエルドンをリーダーとする、それまでは地方統治に大きな役割を果たしてはいなかったジェントリで構成された議会派であった。ウエルドン一派は最初は州の自立を確保しようと努めたが、州内における指導権を維持するために次第にウエストミンスターとの結び付きを強めざるをえなくなり、やがてはウエストミンスターの傀儡となつていった。そのため、内乱で勝利する必要に迫られて議会が加えてくる圧力に比べるならば、チャールズ一世の地方介入などは取るに足らないものであったと知った中立的穏健派は、ウエルドン一派からはつきりと距離をおくようになった。

内乱が議会の勝利に終わっても、中央と州の間に横たわる緊張は解消しなかった。それどころか、重い税負担

やウエルドン一派の假借のない支配は、ついに一六四八年に中立的穩健派の反乱を引き起こした。中央はそれを鎮圧したものの、威信と正統性に欠けるウエルドン一派に依存しつつ、一層強権的な支配を行わざるをえなくなった。表面的には地方に対する中央の支配が進展しようにみえるが、エヴァリットによれば、ここに議会の支配、共和政、護国卿政の失敗の原因があった。結局のところ、安定は従来の名望家ジェントリによる支配の復活によってしか回復されなかったのである。そして、「ジェントリの権力基盤を形成し、まず国王を、次に議會を、最後にクロムウエルを打ち負かした地方生活のもつ多様性、結合力、頑固さは、基本的には一九世紀にいたるまで存続した」(Everitt, *The Community of Kent*, p.327)のであり、「州共同体はすべてを呑みこむ国家の権威に一九世紀に屈服したが、それはウエストミンスタやホワイトホウルの立法によってもたらされたというよりは、むしろ州内外の経済上、社会上の斬進的な諸変化によってもたらされたのである」(*Ibid.*, p.18)。

以上が、エヴァリットの内乱解釈の概要である。

- (5) M. Cate, *Cornwall in the Great Civil War and Interregnum, 1642-1660*, Oxford, 1933; A. C. Wood, *Nottinghamshire in the Civil War*, Oxford, 1937.
- (6) J. E. Neale, *The Elizabethan House of Commons*, London, 1949, p.21.
- (7) P. Laslett, 'The Gentry of Kent in 1640', *Cambridge Historical Journal*, IX, No 2, 1948, 148-164.
- (8) T. G. Barnes, *Somerset, 1625-1640: A Country's Government during the "Personal Rule"*, Cambridge, U.S.A., 1961, pp.1-39 参照。
- (9) エヴァリットは『地方の変化——一七世紀——』で「われわれはみな、すべてをロンドンやウエストミンスタとの関連で眺めなければならぬという教義に今や従来ほどには確信を抱いてはいない：一七世紀の歴史には、さまざまな、衝突しあう潮流があったのであり、その大部分は首都に源を持つのもなければ、首都に注ぎ込むものでもなかった」と述べている (Everitt, *Change in the Provinces*, p.5)。
- (10) 「われらが失いし世界」にたいするノスタルジアをかきたてる叙述によっても、多くの研究者が魅了されたと思われる。一例を紹介しておこう。
- 「…『王党派を離脱して』一六四四年にオクスフォードからケントに戻るときに、サー・エドワード・ディアリングは自分の生まれた州ケントの空気を『この島国でもっとも甘美な空気』と表現したが、彼は決して特異な人物ではなかった。ディアリングのような人びとは心から自分の生まれた州——彼らの呼び方にしたがうと——、自分の「くに (country)」を愛していた。ディアリングの持っていたような所領の管理には不断の骨折が必要であった。しかしながら彼のような人にとっては、それは少しも苦にならない骨折りであった。ピューリタン革命の時期に、抽象的な自由についてはあまり考えないが、彼らが好んで用いた表現によると——彼らの生得権

を享受する自由をずっと重んじる何千人もの人びとがケントや他の州にいたのである。彼らにとっては、自分が生まれた州は戦って守るにあたいする、無比の、独立した、そして自分たち自身のものである小さい王国であった」(Everitt, *The Community of Kent*, p.33)。

- (11) C. Holmes, 'The County Community in Stuart Historiography', *Journal of British Studies*, XIX, 2, 1980, 54-55.
- (12) *Ibid.*, 55-61.
- (13) *Ibid.*, 61-73.
- (14) D. Underdown, 'Community and Class: Theories of Local Politics in the English Revolution' in B. C. Malament (ed.), *After the Reformation: Essays in Honor of J. H. Hexter*, Philadelphia, 1980, pp.147-165.
- (15) A. Hughes, 'Warwickshire on the Eve of the Civil War: A "County Community"?' *Midland History*, VII, 1982, 42-72.
- (17) ナムベト A. Fletcher, 'National and Local Awareness in the County Communities', in H. Tomlinson (ed.), *Before the English Civil War: Essays on Early Stuart Politics and Government*, London, 1983 など。ケントに関しては P. Clark, *English Provincial Society from the Reformation to the Revolution: Religion, Politics and Society in Kent, 1500-1640*, Hassocks, 1977 が、八〇年代以前に刊行されたにもかかわらず、そうした性格をある程度までなしている。なお、その後のエヴァリットの業績には、たとえは 'Country, County and Town: Patterns of Regional Evolution in England', *TRHS*, 5th ser., Vol. 29, 1979 のように、州共同体意識の解明に貴重な示唆を与えるところにも、地方の多様性を踏まえつつも、新たな統合を目指そうとする研究者に斬新なアプローチを提供してくれそうなるものが含まれている。

〔二〕 「州統治者」としてのウィリアム・ランバード

- (1) W. Dunkel, *William Lambarde: Elizabethan Jurist, 1536-1601*, New Brunswick, 1965; R. M. Warnick, *William Lambarde: Elizabethan Antiquary, 1536-1601*, London, 1973 参照。
 - (2) 以下の叙述は Dunkel, *op. cit.*; Warnick, *op. cit.* に基づく。
 - (3) 詳細は拙稿「エリザベス治世期の治安判事」(一)『中世』48-3, 1977) 参照。
 - (4) W. Lambarde, *Eirenarcha, or of The Justice of Peace*, reprint of 1582 edn., Amsterdam, 1970, pp.37-38.
 - (5) Barnes, *Somerset*, p. 40.
 - (6) グリーズンはランバードが下院議員に選出された理由があるかと判断しているが、この点については異論もある。Warnick, *op. cit.*, pp.16-22 参照。
 - (7) Gleason, *op. cit.*, pp.17-30.
- なお、ケントの治安判事団は他州のそれに比べてその規模が大きい。その主な理由は、チャタムやドウヴァのような軍港、要塞の官職につく者がそこに滞在したことで、それからランバードが指摘しているように (W. Lam-

- barde, *A Perambulation of Kent*, Chatham, 1826, p. 6) 'ケントの西側にはロンドンで成功をおさめた法律家や商人、宮廷人が住みついたためと推測される。
- (8) C. Read (ed.), *William Lambard and Local Government: His 'Ephemeris' and Twenty-nine Charges to Juries and Commissions*, Ithaca, 1962, p. 6.
- (9) *Ibid.*, p. 32.
- (10) P. Clark, *English Provincial Society from the Reformation to the Revolution: Religion, Politics and Society in Kent, 1500-1640*, p. 128.
- それまで非常時にのみ一時的に任命されていた統監が、一五八〇年代に恒常的な官職の性格を強め、地方統治において重要性を増したが、その代理にはトマス・スロント、ジェイムス・ヘイルズ、トマス・フェイン(前述の一五八四年の治安判事団では(21)(23)(24)などの「州統治者」が任命されていた) (J. N. McGurk, 'Lieutenancy in Kent, c. 1580-1642', London University MPI thesis, 1971, pp. 40, 66)。
- (11) Gleason, *op. cit.*, p. 17; Warnick, *op. cit.*, p. 124; Clark, *op. cit.*, pp. 128-129.
- (12) Clark, *op. cit.*, p. 129; Gleason, *op. cit.*, p. 24; T. E. Hartley, 'The Sheriffs of the County of Kent, c. 1580-c. 1625', London University Ph.D. thesis, 1970, pp. 332-333, 385-386; *DNB* (Thomas Wotton, Richard Sackville).
- (13) Clark, *op. cit.*, p. 129; Gleason, *op. cit.*, p. 125; *DNB* (Roger Manwood).
- (14) Clark, *op. cit.*, p. 129.
- (15) 以上の出典は Gleason, *op. cit.*, pp. 16-18, 24-25, 126; Hartley, *op. cit.*, pp. 350-353, 385-386; Clark, *op. cit.*, pp. 129, 130-131, 302, 433; J. N. McGurk, *op. cit.*, pp. 40, 45, 53, 66, 154; *DNB* (Thomas Fane, Robert Sidney) 以下。
- (16) Clark, *op. cit.*, pp. 129-132; 具体例の詳細については McGurk, *op. cit.*, pp. 36-81; Hartley, *op. cit.*, pp. 317-401 参照。
- (17) この点については、たとえば、クリフトとブランクウインズを比較したところ (J. T. Clift, *The Yorkshire Gentry: From the Reformation to the Civil War*, London, 1969, pp. 4-19; B. G. Blackwood, *The Lancashire Gentry and the Great Rebellion, 1640-60*, Chetham Society, 3rd ser., 25, 1978, pp. 4-10)。
- (18) 一五七六年八月、国璽尚書ニコラス・ベイコンは、治安判事に任命された日の浅い息子ナサニエルに書簡をしたため、その中で、ナサニエルが枢密院から命じられた海賊取り締まりの任務に関して、首尾よくなしたと報告し、それによって枢密院議官のあいだでも、また州にまつとも信望を得られると告げている (A. Hassell Smith, G. M. Baker and R. W. Keny (eds.), *The Papers of Nathaniel Bacon of Staffey*, Vol. I (1556-1577), Norwich, 1979, pp. 209-210)。ナサニエル・ベイコンは、嘗て「宮廷」とのつながりなどの点で州の有力者となりえる申し分のない条件に恵まれていた。事実、彼はやがてノーフォーク州

の「州統治者」の一員となる。しかしながら、彼はその地位を自動的に獲得したわけではない。それは、究極的には、右の書簡にみられるような父の指導と彼自身の信仰に裏打ちされた勤勉さに負っていたのである（詳細については、拙稿「ステイフキイ文書の刊行に寄せて」、『史学』53・4、1984参照）。

(19) Warnick, *op. cit.*, p. 114.

ランバードの学識についてはこの章の冒頭で触れたので、ここでは彼の勤勉さの一指標を紹介しておく。ランバードが治安判事に任命された翌年（一五八〇年）から彼が死亡する一六〇一年八月一九日までの間にメイドストーンとロチェスタで開かれたアサイズ法廷は（タンブリッジその他で数回開かれたものは除く）合計三一回であるが、ランバードは一七回出席している。公務が理由で欠席したのが一〇回、理由が不明で欠席したのは四回にすぎない。出席状況で彼にどうにか匹敵できるのはウィリアム・クロウマ（前述）、トマス・フラド（前述）ジョン・レヴィスマン（前述）の三名である（J.S. Cockburn (ed.), *Calendar of Assize Records: Kent Indictments, Elizabeth I*, London, 1979, pp. 177, 182, 187, 198, 206, 212, 219, 225, 236, 243, 250, 255, 277, 284, 293, 300, 321, 330, 338, 343, 357, 364, 373, 388, 397, 419, 431, 442, 448, 455, 470参照）。

(20) Gleason, *op. cit.*, pp. 17-30.

(21) 又上巻 J. A. Sharpe, *Crime in Early Modern England, 1550-1750*, London, 1983, Chaps. 1-3; C. Herrup, 'The

ウィリアム・ランバードと中央・地方 (一)

Counties and the Country: Some Thoughts on Seventeenth-Century Historiography', *Social History*, Vol. 8, No. 2, 1983; S. D. Amussen, 'Punishment, Discipline, and Power: The Social Meanings of Violence in Early Modern England', *Journal of British Studies*, Vol. 34, No. 1, 1995; A. R. Dewindt, 'Witchcraft and Conflicting Visions of the Ideal Village Community', *Journal of British Studies*, Vol. 34, No. 4, 1995; K. Wrightson, 'Two Concepts of Order', in J. Brewer and J. Styles (eds.), *An Ungovernable People*, London, 1980; J. Kent, *The Village Constable, 1580-1642: A Social and Administrative Study*, Oxford, 1986, Chapter 7 以下参照。

(22) Read (ed.), *op. cit.*, pp. 116-122.

(23) *Ibid.*

(24) E. Melling (ed.), *Kentish Sources: IV The Poor, Maidstone*, 1964, pp. 9-10.

(25) N. エリアス、波田節夫他訳『宮廷社会』法政大学出版局、1981、1-53ページ参照。

【三】 ウィリアム・ランバードの活動空間

——その人間関係からの推定——

(一) パトロネージについての以下の記述は次巻の文献に依拠する。J.E. Neale, 'The Elizabethan Political Scene', in *do.*, *Essays in Elizabethan History*, London, 1958, pp. 59-84; W. T. MacCaffrey, 'Place and Patronage in Elizabethan Politics', in S. T. Bindoff, J. Hurstfield and C. H.

- Williams (eds.), *Elizabethan Government and Society*, London, 1961, pp. 95-126.
- (2) F. Pecke (ed.), *Desiderata Curiosa*, I, London, 1732, p. 66.
- (3) J. ベーカー著、小山貞夫訳『イングラッド法制史概説』(創文社、昭和50年) 112-134ページ参照。
- (4) L. Stone, 'The Educational Revolution in England, 1560-1640', *Past and Present*, No. 28, 1964.
- (5) W. R. Prest, *The Inns of Court under Elizabeth I and the Early Stuarts, 1590-1640*, London, 1972, pp. 5-7.
- (6) *Ibid.*, pp. 7-17.
- (7) *Ibid.*, pp. 27-40.
- (8) G. R. Elton, *The Tudor Constitution*, Cambridge, 1960, p. 334.
- (9) この伝説については、大野真弓「テューダー王政の歴史的根拠付け」(同『イギリス絶対主義の権力構造』東京大学出版会、一九七七所収) 参照。
- (10) この時期の歴史研究をレヴィにならって「ポリティック」・ヒストリと規定した船木氏は次ぎのように述べている。「ポリティカル・ヒストリとは、研究者が自己の選択した時代と場所における政治のあり方、政治情勢を客観的な分析の対象として接近しようとする歴史であると考ええる。これにたいして『ポリティック』・ヒストリの方は、客観的に対応して主観的とも言おうか、研究者乃至は著者の政治信条、意見というものが、ある程度はつきりしており、その正当化のための一つの手段と

- して歴史をみていこうとするものと考えられるが、この点でポリティカル・ヒストリが政治の歴史そのものの把握を最終目標としているのと異なっている。だからといって『ポリティック』・ヒストリの歴史家たちが最初から自己の政治上の主義、主張のみを全面に出し、史料の選択や解釈上のかたよりや事実の歪曲を当然のこととしてかたづけしてしまったのでは毛頭ない。いや、むしろこのような論争的とも言うべき歴史の叙述の中から各々の主義、主張が拠って立つ史実の正確さの度合いが、問題とされるようになっていったのであり、この点が興味深くもあり、またその故に史学史上重要であるとも考えられる」(船木淳子「一六・七世紀イギリスにおける歴史と歴史意識」『史論』30, 1976)。
- (11) M. Mckisack, *Medieval History in the Tudor Age*, Oxford, 1971, pp. 26-49. S. Fussner, *The Historical Revolution: English Historical Writing and Thought*, New York, 1962, pp. 92-94; Mckisack, *op. cit.*, pp. 155-167.
- (12) 以上は次ぎの文献にもとづく。Fussner, *op. cit.*, pp. 26-32; A.B. Ferguson, *Ohio Unbound: Perception of the Social and Cultural Past in Renaissance England*, Durham, U.S.A., 1979, pp. 259-311.
- (13) Mckisack, *op. cit.*, pp. 155-169.
- (14) DNB (Alexander Nowell, Lawrence Nowell); Mckisack, *op. cit.*, p. 53.
- (15) Warnick, *op. cit.*, p. 23.
- (16) 以上は Warnick, *op. cit.*, pp. 19, 23-24; Dunkel, *op.*

- cit., pp. 33-34; P.W. Hasler, *The House of Commons, 1558-1603*, Vol I, 1981, pp. 657-658 ^{『イギリスの歴史』}。
- (17) Warnick, *op. cit.*, p. 32; Dunkel, *op. cit.*, pp. 46-47.
- (18) P. Laslett, 'The Gentry of Kent in 1640', *Cambridge Historical Journal*, IX, 2; Warnick, *op. cit.*, p. 31; Dunkel, *op. cit.*, p. 41.
- (19) DNB (Ralph Rockeby); Warnick, *op. cit.*, pp. 50-52; Prest, *op. cit.*, p. 37.
- (20) Warnick, *op. cit.*, p. 70.
- (21) 統監の権力と威信とロンドン初期ステュアート朝期 ^{『イギリスの歴史』} V. C. Stater, *Noble Government: The Stuart Lord Lieutenancy and the Transformation of English Politics*, London, pp. 8-31 ^{『イギリスの歴史』} 具体的に記述されている。
- (22) Warnick, *op. cit.*, pp. 55, 62, 125 参照。
- (23) Dunkel, *op. cit.*, pp. 157-158.
- (24) DNB (John Puckering); Warnick, *op. cit.*, pp. 19, 24.
- (25) DNB (Thomas Egerton); Warnick, *op. cit.*, pp. 86, 94; V. B. Heltzel, 'Sir Thomas Egerton and William Lambarde', *Huntington Library Quarterly*, XI, 1948; *Archaeologia Cantiana*, V, 1863, 252-256 (トンプターの遺言状)。
- (26) Warnick, *op. cit.*, pp. 87-88.
- (27) *Archaeologia Cantiana*, V, 252-256; Dunkel, *op. cit.*, pp. 30-31, 172.